

二本松税務署からのお知らせ

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!

書かない 確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら、金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成し、送信することができます。

ぜひ、スマートフォンやマイナンバーカードを利用して確定申告をしてみましょう!



作成コーナー



自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

【注意】

医療費控除の際は、「医療費控除の明細書」の送信又は添付が必要です

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の送信又は添付が必要です。

領収書の添付では医療費控除を受けることはできませんのでご注意ください。

申告書作成会場で医療費控除の確定申告書を作成する方は、あらかじめ
ご自宅等で「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場願います。

医療費控除 明細書 書き方

裏面をご覧ください!



令和6年分 申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和7年

3月17日(月)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和7年

3月31日(月)まで

○ ご相談が必要な方は、申告書作成会場へ

開設場所: 二本松福祉センター 3階 第3会議室(二本松市亀谷1丁目5番地1)

開設期間: 令和7年2月17日(月)～3月17日(月)《土、日、祝日を除く》

開設時間: 午前9時～午後4時



※1 スマホ(又はパソコン)とマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

※2 申告書作成会場の混雑緩和のため、入場される際は「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日会場で配付するもの(配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。)と、LINEから事前に発行するもの(事前発行可能期間が設けられています。)があります。

※3 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカード(「数字4桁」及び「英数字6～16文字」の2種類のパスワードが必要です。)を使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信(提出)していただきますので、お持ちの方はご持参の上、ご来場ください。

確定申告で困ったらチャットボットで解決!



税務職員ふたば

お問い合わせ先

二本松税務署 Tel 0243-22-1192(代表)

※ 国税に関する一般的な電話相談の方は、電話相談センター(0570-00-5901(ナビダイヤル))にお問い合わせください。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

医 療 費 の 合 計	A	(㉔+㉕)	円	B	(㉔+㉕)	円
-------------	---	-------	---	---	-------	---

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。